

鴨川市農産物販売促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月21日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第27号

鴨川市農産物販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市で生産された農産物の販売促進を図るため当該農産物の販売促進に資する事業を行う農業者団体に対して予算の範囲内において交付する鴨川市農産物販売促進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、鴨川市補助金等交付規則(平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有すること。
- (2) 農業者(農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第2項第1号又は第2号に該当する農業を行う者をいう。以下同じ。)の組織する団体であること。この場合において、当該団体の構成員の過半数が農業者であること。
- (3) 団体の構成員の過半数が本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする団体の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて、本市で生産された農産物の販売促進に資するものとして市長が認めるものとする。

- (1) 農業生産技術の調査研究を行う事業
- (2) 農業の先進地への視察又は先進事例の研修を行う事業
- (3) 農産物の広報宣伝を行う事業

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 講師等の費用弁償
- (3) 調査研究、視察等に要する旅費
- (4) 備品、車両、研修会場等の借上料
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める日までに、鴨川市農産物販売促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支予算書
- (2) 補助事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鴨川市農産物販売促進事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 規則第8条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市農産物販売促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に第6条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、鴨川市農産物販売促進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して1月以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鴨川市農産物販売促進事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業の実績が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、鴨川市農産物販売促進事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった補助金については、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

鴨川市農産物販売促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 所在地
団体名
代表者名 ⑩
電話番号 ()

鴨川市農産物販売促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、当該補助金の交付の申請に当たり、下記3の事項について、誓約し、及び同意します。

記

1 団体に関する事項

活動拠点の場所	鴨川市
活動の目的・内容	
構成員数	人（うち農業者 人 うち市民 人）
構成員の住所及び氏名並びに農業者・市民の別	住所 氏名 (農業者に該当する場合は、□に✓を記載してください。) <input type="checkbox"/> 農業者
	住所 氏名 (農業者に該当する場合は、□に✓を記載してください。) <input type="checkbox"/> 農業者
	住所 氏名 (農業者に該当する場合は、□に✓を記載してください。) <input type="checkbox"/> 農業者

備考 「構成員の住所及び氏名並びに農業者・市民の別」について、欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙として資料を添付してください。

2 補助事業に関する事項

事業名	
事業の目的・内容	
実施期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
事業に要する経費	円
補助対象経費の額①	円
交付申請額	円 (①×1/2以内の額又は上限額10万円のいずれか低い額)

備考 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

3 誓約・同意事項

- (1) 補助要件を満たしていること。
- (2) 申請内容及び提出書類に虚偽がないこと。
- (3) 補助対象者の資格の審査のため、必要な情報（住民基本台帳の住民情報及び農業者に関する情報）について、市が公簿等により調査すること又は他の市町村等関係機関に確認すること。
- (4) 鴨川市農産物販売促進事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても該当しないこと。
- (5) (4)について確認するため、市が千葉県警察本部に照会すること。
- (6) 市から申請の内容について、調査への協力又は報告の求めがあった場合にはこれに応じること。
- (7) 誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該補助金の交付を受けられないこと及び返還に応じること。
- (8) (7)により生じた損害については、申請者が一切の責任を負うこと。

4 添付書類

- (1) 補助事業に係る収支予算書
- (2) 補助事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

鴨川市農産物販売促進事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった鴨川市農産物販売促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
交付の条件
- 2 不交付
理由

第3号様式（第8条関係）

鴨川市農産物販売促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった鴨川市農産物販売促進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鴨川市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類

第4号様式（第8条関係）

鴨川市農産物販売促進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった鴨川市農産物販売促進事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので、鴨川市農産物販売促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

1 承認

(1) 決定の内容

(2) 交付決定額	変更前	円
	変更後	円
	差額	円

2 不承認

理由

第5号様式（第9条関係）

鴨川市農産物販売促進事業実績報告書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

報告者 所在地
団体名
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった鴨川市農産物販売促進事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 補助事業に関する事項

事業名	
事業の目的・内容	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業に要した経費	円
補助対象経費の実支出額①	円
実績額	円 (①×1/2以内の額又は上限額10万円のいずれか低い額)

備考 実績額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業の実績が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第10条関係）

鴨川市農産物販売促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

請求者 所在地
 団体名
 代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった鴨川市農産物販売促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		